

下松市立中村小学校いじめ防止基本方針

(令和8年9月1日改定)

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめを受けた児童の立場に立つて行うものとする。本校では全ての教職員が「いじめは人間として絶対に許されない人権侵害である。どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本方針として、以下の7つのポイントをあげる。

【いじめの未然防止】

- (1) 道徳の時間を充実させ、命の大切さや人権尊重についての指導を行う。
- (2) 児童一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (3) 自分で考えよりよい判断をし、仲間と協働して課題解決のできる「かしこさ」を育む教育活動を推進する。
- (4) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- (5) 情報社会に主体的に対応し、インターネット上のいじめを防止するための情報モラル教育を推進する。

【いじめの早期発見、早期対応・解決】

- (1) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- (2) いじめの早期対応・解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家、関係機関等と協力して解決にあたる。また、学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

2 いじめの未然防止のための取組

教職員による児童理解を重視する。その上で、教師一人ひとりが分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。また、児童一人ひとりが認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。

(1) 道徳の時間を充実させ、命の大切さや人権尊重についての指導を行う。

「山口県人権推進指針」や「山口県人権教育推進資料」等を踏まえ、人権尊重の意識を高め、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、命の大切さを重点目標として、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを理解させる。

(2) 児童一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

ア 一人ひとりが活躍できる学習活動

- ・児童の自発的な活動を支える委員会活動を充実させる。
- ・児童が主体的に取り組める学習活動を工夫する。

イ 人とつながる喜びを味わう体験活動

- ・友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる相互交流の工夫を行うことで、コミュニケーション能力を育成する。また、学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における社会・道徳性育成に資する体験活動を推進する。

(3) 自分で考えよりよい判断をし、仲間と協働して課題解決できる「かしこさ」を育む教育活動を推進する。

ア 学び合いを通して活用する力を育む学習活動

- ・思考・判断する一人学びと、相互の意見交換をする時間を確保する。
- ・校内研修等で、学び合いを通して活用する力を高める研究をする。

イ 互いに高め合いながら成長し合う学級経営

- ・振り返りを大切にし、児童が主体的に改善に努める経験をさせる。

(4) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

ア 4つの「あ」の実現のための取り組み強化。

- ・「あいさつ」「ありがとう」「あとかたづけ」「あんぜん」の実現のために、委員会活動を始めた児童の主体的な取組を行い、お互いに安心して気持ちよく過ごせる雰囲気を作る。

イ 困っている友達を見逃さない学級経営

- ・自ら困っている時には援助を求め、自分ができることは進んで実行する態度を育む。

(5) 情報モラル教育の推進（インターネット上のいじめの防止）

児童が正しく安全にインターネット等を利用し、情報社会に主体的に対応していけるよう、インターネットを通じたいじめを防ぐための情報モラル教育の更なる充実を推進する。

3 いじめの早期発見・早期対応・解決に向けての取組

(1) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

- ア 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていくことが必要である。
- イ 様子がおかしいと感じた児童がいる場合には、同学年やいじめ防止対策委員会・生徒指導部会等の場において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。
- ウ 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
- エ 「相談アンケート（児童対象）」を毎週1回行うとともに、保護者対象のアンケートも各学期1回行いながら、児童の悩みや人間関係を把握し、「いじめゼロ」の学校づくりをめざす。

(2) いじめの早期対応・解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

- ア いじめの兆候や懸念の発見、児童からの訴えがあった場合は、学級担任だけで抱え込むことなく、また、対応不要であると個人で判断せずに、直ちに報告・相談をし、学校長以下全ての教員が対応を協議し、適切な役割分担をしていじめ問題の対応・解決にあたる。
- イ 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ウ 傍観者の立場にいる児童たちには、いじめているのと同様であるということを指導する。
- エ 学校内だけでなく、関係機関や各種団体、専門家と協力して解決にあたる。特に、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、教育的な配慮や被害児童の意向に配慮した上で、早期に下松警察署等の関係機関に相談・通報し、連携した対応をとる。
- オ いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）、下松市の「こころサポーター」、養護教諭等と連携をとりながら、指導を行っていく。
- カ 児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査にあたる。

＜家庭や地域、関係機関と連携した取組＞

- キ いじめ問題が起きた時には家庭と連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるときにも、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。
- ク 当該児童が学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「こどもの人権10番」や「24時間子供 SOS ダイアル」、「ヤングテレホンくだまつ」、「くだまつふれあいラウンジ」等の相談窓口の利用も検討する。
- ケ いじめが解消しているかどうかは、当該児童に対するいじめが止んでいる状態が相当期間（少なくとも3ヶ月間）続いているか、また当該児童本人及びその保護者に心身の苦痛を感じていな

いかどうか面談等により確認することで判断する。

4 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 校内組織

ア 「いじめ防止等対策委員会」

管理職、教務主任、生徒指導主任、教育相談担当教員、学年主任、養護教諭が問題傾向を有する児童について、現状や指導に関する情報交換、及び協働実践に向けた話し合いを行う。また、週に一回「情報交換会」を行い、現在の状況や対応の仕方について共通理解を図っている。

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに、教頭、生徒指導主任に報告する。教頭は、校長に（生徒指導主任は管理職に）報告し、校長の指示により、迅速に支援体制をつくり対処する。校長は必要に応じて、いじめ防止等対策委員会を開催する。

イ 「児童理解の会」

学期に1回、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導に関する情報交換、及び協働実践に向けた話し合いを行う。

(2) いじめへの実効的な対応をする家庭や地域、関係機関と連携した組織「いじめ対策実行委員会」

校長は、必要に応じて、いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導主任、教育相談担当教員、養護教諭、当該学級担任の校内関係者に加え、PTA会長、学校運営協議会委員、下松警察署、主任児童委員、民生児童委員、青少年健全育成推進会議長、少年相談員、下松市教育委員会学校教育課指導主事、SC、SSWによる「いじめ対策実行委員会」を設置する。

5 重大事態への対応（生命、心身、財産に重大な被害が生じたいじめへの対応）

(1) 重大事態の判断について

- 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断し、以下のことが考えられる。

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 児童が自殺を企図した場合○ 身体に重大な障害を負った場合○ 金品等に重大な被害を被った場合○ 精神性の疾患を発症した場合 | 等 |
|---|---|

- 「相当の期間学校を欠席すること」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、一定期間、連続して欠席している場合は、目安にかかわらず、迅速に調査を行う。
- 児童や保護者からいじめで重大事態に陥ったという申し立てがあった時には、学校がその時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。
(児童や保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることに留意する。)

(2) 重大事態への対応

- 重大事態が発生した場合は、教育委員会を通じて市長へ報告する。
- いじめられている児童の立場に立って、いじめから守り通すために、保護者と十分に連携を図り、必要があれば児童への弾力的な対応を検討する。
- いじめられている児童を守るため、毅然とした厳しい対応を行う。
- 事前に保護者とも十分に話し合いを重ね、保護者の理解・協力を得ながら、教育委員会とも協議を行い対応していく。
- 関係機関との連携を図る。

(3) 調査委員会の設置

- 重大事態と判断したときには、市教育委員会の指示のもとに直ちに調査委員会を設置し、質問票の使用その他の適切な方法により、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
- 調査委員会には、県教委が委嘱しているF R（ファミリー・リレイションシップ）アドバイザー（弁護士・精神科医・臨床心理士・社会福祉士・人権擁護委員等からなる専門家）を構成員として調査を行う。
- 調査は、事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることを通して、重大事態への対応や今後の再発防止につなげる。
- いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を適切に説明する。

(4) 自殺の背景調査について

- 児童の自殺という事態が起こった場合の背景調査については、「児童の自殺が起きたときの調査の指針（改訂版）」（平成26年7月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）に即して対応する。
- 遺族の心情に寄り添い、要望や意見等を十分に聞き取りながら、知り得た情報を丁寧に提供していく。
- 遺族がより詳しい調査を望む場合、必要に応じて公平・中立かつ総合的に分析・評価を行う中立的立場の調査委員会を設置する。
- その際、事前に子どもの自殺等に係る研修を積んでいる専門家グループ（弁護士・精神科医・臨床心理士・精神保健福祉士等）を構成員として調査等を行う。

(5) 再調査について

- 再調査は首長部局が行うが、学校としては様々な側面から協力する。

(6) 留意すべき事項

- 専門家による調査委員会への資料提供は積極的に行う。
- アンケート調査や児童への聞き取り調査等の実施の要請に対して協力し、たとえ不都合な事実があったとしても、真摯に向き合っていく。

- 児童や保護者等の心のケアを最優先としながら、安心・安全な学校生活を取り戻し、学校機能の回復に努める。